

高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例案 骨子・条例案対照表

| 骨子 | 条例案 |
|--|--|
| <p>高知県南海地震に強い地域社会づくり条例</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 <u>揺れ</u>の被害から<u>命</u>を守る</p> <p>第3章 <u>大津波</u>から逃げる</p> <p>第4章 火災から<u>命</u>を守る</p> <p>第5章 <u>土砂災害その他</u>の危険から命を守る</p> <p>第6章 災害から<u>命</u>を救う</p> <p>第7章 被災者の生活を支える</p> <p>第8章 震災からの復興を進める</p> <p>第9章 震災に強い<u>人、地域、ネットワークづくり</u>を進める</p> <p>第1節 地域防災力の強化</p> <p>第2節 災害時要援護者への支援等</p> <p>第3節 地震防災に関する知識の普及、人材育成等</p> <p>第10章 南海地震対策を計画的に進める</p> | <p>高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条―第7条)</p> <p>第2章 <u>地震の揺れ</u>の被害から<u>生命</u>を守る(第8条―第13条)</p> <p>第3章 <u>津波</u>から逃げる(第14条―第19条)</p> <p>第4章 火災から<u>生命</u>を守る(第20条・第21条)</p> <p>第5章 <u>土砂災害等</u>の危険から生命を守る(第22条・第23条)</p> <p>第6章 災害から<u>生命</u>を救う(第24条―第26条)</p> <p>第7章 被災者の生活を支える(第27条―第29条)</p> <p>第8章 震災からの復興を進める(第30条・第31条)</p> <p>第9章 震災に強い<u>人づくり、地域づくり及びネットワークづくり</u>を進める</p> <p>第1節 地域防災力の強化(第32条―第35条)</p> <p>第2節 災害時要援護者への支援等(第36条―第38条)</p> <p>第3節 地震防災に関する知識の普及、人材育成等(第39条―第41条)</p> <p>第10章 南海地震対策を計画的に進める(第42条)</p> <p>附則</p> <p>土佐湾沖の南海トラフを震源とする南海地震は、歴史的にみても、概ね100年から150年の間隔で発生しており、過去から繰り返し高知県を襲い、その度に大きな被害をもたらしてきました。</p> <p>高知県ゆかりの寺田寅彦が残した「天災は忘れたころにやってくる。」という教訓にあるように、前回の昭和南海地震から60年余りが経過し、次第に、震災の記憶が薄れていくなかで、次の南海地震が起こる可能性が今また高まりつつあります。</p> <p>高知県では、次の南海地震が発生すると、1分を超える大きな揺れが続き、その震度は、ほとんどの地域で震度5強から震度6強、一部では震度7になると想定されています。また、地震の発生から、3分から30分程度で、全ての沿岸域に津波が押し寄せ、その高さは6メートルから8メートル、ところによっては10メートルを超えると想定されています。こうした揺れや津波などによって、県内全域が同時に甚大な被害を受けるとともに、県内外との交通が寸断され、地域が孤立するおそれがあります。</p> |

| 骨子 | 条例案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1 趣旨 この条例は、南海地震による災害(以下「震災」といいます。)から、県民の生命、身体、財産を守ることを目的に、予防から南海地震発生後の応急、復旧、復興までの総合的な対策(以下「南海地震対策」といいます。)を計画的に行うため、県、県民、事業者等の役割や責務を明らかにするとともに、震災に強い地域社会の実現を目指して、お互いに連携しながら南海地震対策を推進していくために必要な事項を定めるものです。</p> <p>第2 定義 この条例の骨子案において、次に掲げる用語の意義はそれぞれ次のとおりです。 (1) 防災関係機関 市町村、国、<u>指定公共機関(災害対策基本法第2条第5号)や指定地方公共機関(同条第6号)</u></p> | <p style="text-align: center;">条例案</p> <p>南海地震は、近い将来必ず来る地震で、その発生を防ぐことはできませんが、被害をできる限り少なくすることは可能です。また、南海地震を見据えて日頃から防災力を高めておくことが、局地的な地震や遠地津波だけでなく、土砂災害や風水害などによる被害を最小限にとどめることにつながると考えられます。</p> <p>しかし、次の南海地震の発生までの残された時間の中で、対処すべき課題は多く、万全の備えを早急に進めていくには、県、市町村等は被害軽減のために最大限の努力を払うことはもとより、災害から、自らの生命は自らで守り、自分たちの地域は自分たちで守るという防災の基本に立ち、家庭や事業所における南海地震対策、地域における住民相互の協力による防災活動を行うことが不可欠です。</p> <p>こうした考えを、県、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織などが共有し、それぞれの役割を果たしながら、力を合わせ、南海地震による災害に強い地域社会を実現するため、この条例を制定します。</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、南海地震による災害(以下「震災」といいます。)から県民の生命、身体及び財産を守ることを目的に、予防から南海地震発生後の応急、復旧、復興までの総合的な対策(以下「南海地震対策」といいます。)を計画的に行うため、県、県民、事業者等の役割及び責務を明らかにするとともに、震災に強い地域社会の実現を目指して、お互いに連携しながら南海地震対策を推進していくために必要な事項を定めるものです。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) 防災関係機関 市町村、国、<u>災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第5号の指定公共機関及び同条第6号の指定地方公共機関</u>をいいます。</p> |

| 骨子 | 条例案 |
|---|--|
| <p>(2) 事業者 <u>県と防災関係機関以外の法人や事業を営む個人と公立の学校や保育所</u></p> <p>(3) 自主防災組織 災害から自分達の地域は自分達で守るという住民の自覚と連帯感に基づき、町内会等の単位で自主的に防災活動に取り組む組織</p> <p>(4) 社会貢献活動団体 <u>営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動(宗教活動、政治活動、選挙活動、公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動を除く。)</u>を継続的に行う法人その他の団体のうち自主防災組織を除く団体</p> <p>(5) 居住者等 居住する者、通勤通学する者、観光などで一時滞在する者や通過する者</p> <p>(6) 津波避難ビル等 津波から緊急に避難するための施設として、津波の浸水が予想される区域(以下「津波浸水予想区域」といいます。)内において、市町村が指定する堅固な中高層建築物等の人工構造物</p> <p>(7) 緊急避難場所 高台(津波の浸水のおそれのない高さに位置し、周辺住民が緊急に避難できる一定の広さのある場所)や津波避難ビル等</p> <p>(8) 災害時要援護者 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等であって、地震が発生したときに特別な援護を必要とする者</p> | <p>(2) 事業者 <u>県及び防災関係機関以外の法人及び事業を営む個人をいいます。</u></p> <p>(3) 自主防災組織 災害から自分たちの地域は自分たちで守るという住民の自覚及び連帯感に基づき、町内会等の単位で自主的に防災活動に取り組む組織をいいます。</p> <p>(4) 社会貢献活動団体 <u>高知県社会貢献活動推進支援条例(平成 11 年高知県条例第4号)第2条第2項の社会貢献活動団体のうち自主防災組織を除く団体</u>をいいます。</p> <p>(5) 居住者等 居住する者、通勤通学する者、観光等で一時滞在する者及び通過する者をいいます。</p> <p>(6) 津波避難ビル等 津波の浸水が予想される区域(以下「津波浸水予想区域」といいます。)内において、津波から緊急に避難するための施設として市町村が指定する堅固な中・高層建築物等の人工構造物をいいます。</p> <p>(7) 緊急避難場所 高台(津波の浸水のおそれのない高さに位置し、居住者等が緊急に避難できる一定の広さのある場所をいいます。第 14 条第1項において同じです。)及び津波避難ビル等をいいます。</p> <p>(8) 災害時要援護者 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等であって、地震が発生したときに特別な援護を必要とする者をいいます。</p> |
| <p>第3 基本理念</p> <p>震災に強い地域社会が実現されるよう、次に掲げる事項を基本理念として南海地震対策を実践的かつ効果的に推進しなければいけません。</p> <p>(1) 南海地震(以下「地震」といいます。)という大災害に遭っても、県民の生命、身体、財産に係る権利が守られるよう、<u>県、県民、事業者、自主防災組織、社会貢献活動団体、防災関係機関等</u>さまざまな立場の者が、それぞれの役割の基に努力し、お互いが連携して取り組んでいくこと。</p> <p>(2) 県民は、生命、身体、財産に係る権利は自らで守らなければならないという自覚に基づき、そのために<u>必要な備えや地震時に適切な行動を行う「自助」</u>の取組を進めること。</p> | <p>(基本理念)</p> <p>第3条 震災に強い地域社会が実現されるように、次に掲げる事項を基本理念として南海地震対策を実践的かつ効果的に推進しなければいけません。</p> <p>(1) 南海地震(以下「地震」といいます。)という大災害に遭っても県民の生命、身体及び財産に係る権利が守られるように、<u>県、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織、社会貢献活動団体等</u>さまざまな立場の者が、それぞれの役割の基に努力し、お互いが連携して取り組んでいくこと。</p> <p>(2) 県民は、生命、身体及び財産に係る権利は自らで守らなければいけないという自覚に基づき、そのために<u>必要な備えを行うとともに、地震が発生したときには適切な行動を行えるように</u>自助の取組を進めること。</p> |

| 骨子 | 条例案 |
|--|---|
| <p>(3) 一人一人の生命、身体、財産に係る権利が守られるよう、地域を構成するさまざまな人々や団体が、日頃から連帯感を強め、支え合い、地震発生後にはお互いに助け合う「共助」の取組を進めること。特に、「共助」の主要な担い手として、地域の防災活動に組織的に取り組む自主防災組織の活動を活性化していくこと。</p> <p>(4) 県民、事業者、自主防災組織等の「自助」や「共助」の取組を、県、市町村等の「公助」が支援するとともに、県自らにおいても、社会基盤の整備、専門的な応急救助活動等の南海地震対策を進めること。</p> <p>(5) 震災から生命、身体、財産を守るため、県、県民、事業者、自主防災組織、社会貢献活動団体、防災関係機関等が、一人一人ができることから取り組むことの必要性を広く呼びかけながら、取組の輪を広げ、全県的な運動として展開していき、地震への備えを習慣としていくことで、生活、仕事、教育の中に防災文化を根付かせていくこと。</p> | <p>(3) 一人一人の生命、身体及び財産に係る権利が守られるように、地域を構成するさまざまな人々又は団体が、日頃から連帯感を強め、支え合い、地震が発生したときはお互いに助け合う共助の取組を進めること。この場合において、共助の取組の主要な担い手として、地域の防災活動に組織的に取り組む自主防災組織の活動を特に活性化していくこと。</p> <p>(4) 県民、事業者、自主防災組織等の自助の取組及び共助の取組を、県、市町村等の公助の取組でもって支援するとともに、県自らが取り組むべき社会基盤の整備、専門的な応急救助活動等の南海地震対策を進めること。</p> <p>(5) 震災から生命、身体及び財産を守るため、県、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織、社会貢献活動団体等が、一人一人ができることから取り組むことの必要性を広く呼びかけながら、取組の輪を広げ、全県的な運動として展開していき、地震への備えを習慣としていくことで、生活、仕事及び教育の中に防災文化を根付かせていくこと。</p> |
| <p>第4 県民の責務</p> <p>1 県民は、震災から生命、身体、財産を自らで守るため、地震に関する知識の習得、必要な備え、自らの判断による危険の回避等を行うよう努めなければいけません。</p> <p>2 県民は、日頃から支え合うとともに、自助の取組が行動に移されるようお互いに啓発し合い、地震が発生したときは助け合って避難、救助活動、避難生活等を行うよう努めなければいけません。</p> | <p>(県民の責務)</p> <p>第4条 県民は、震災から生命、身体及び財産を自らで守るため、地震防災に関する知識の習得、必要な備え、自らの判断による危険の回避等を行うよう努めなければいけません。</p> <p>2 県民は、日頃から地域で支え合うとともに、自助の取組が行動に移されるようお互いに啓発し合い、地震が発生したときは助け合って避難、救助活動、避難生活等を行うよう努めなければいけません。</p> |
| <p>第5 事業者の責務</p> <p>1 事業者は、その社会的責任を自覚し、震災から事業所内の人の生命、身体を守り、自らの施設、設備等による周辺の居住者等への被害を最小限に抑え、地震発生後も事業の継続を行うため、あらかじめ自らが管理する施設、設備等の安全性の確保や震災への対応力の向上等の被害の軽減のために必要な備えを行うよう努めなければいけません。</p> | <p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、その社会的責任を自覚し、震災から事業所内の人の生命及び身体を守り、自らの施設、設備等による周辺の居住者等への被害を最小限に抑え、地震発生後においても事業の継続を行うため、あらかじめ自らが管理する施設、設備等の安全性の確保、震災への対応力の向上等の被害の軽減のために必要な備えを行うよう努めなければいけません。</p> |

| 骨子 | 条例案 |
|---|---|
| <p>2 事業者は、地震が発生したときは、事業所内及びその周辺地域の被害を最小限に抑えるため、地域の自主防災組織及び周辺の居住者等と協力して、避難誘導、救助活動、消火活動等の活動を積極的に行うとともに、事業活動に不可欠な機能を回復するために必要な措置をとるよう努めなければいけません。</p> <p>第6 県の責務</p> <p>1 県は、地震から県民の生命、身体、財産を守るため、組織と機能のすべてをあげ、市町村、国等の防災関係機関と密接に連携しながら、南海地震対策を計画的に推進します。</p> <p>2 県は、市町村、国等の防災関係機関と連携して、県民、事業者、自主防災組織等の「自助」や「共助」の取組の促進や継続のために必要な支援を行うとともに、防災力を高める人づくり、日頃から支え合う地域づくりやネットワークづくり等に努めます。</p> <p>3 県は、国、市町村等と連携して地震に関する調査、情報の収集等を行い、その成果や情報を地震防災対策に反映します。また、その成果や情報については、「自助」や「共助」の取組の促進に寄与するため、公表に努めます。</p> <p>第7 市町村の役割</p> <p>市町村は、基礎的な地方公共団体として、県、他の防災関係機関、自主防災組織、社会貢献活動団体等と連携して、その市町村の住民の生命、身体、財産や地域を震災から守るための取組の推進に努めなければいけません。</p> | <p>2 事業者は、地震が発生したときは、事業所内及びその周辺地域の被害を最小限に抑えるため、地域の自主防災組織及び周辺の居住者等と協力して、避難誘導、救助活動、消火活動等の活動を積極的に行うとともに、事業活動に不可欠な機能を回復するために必要な措置をとるよう努めなければいけません。</p> <p>(県の責務)</p> <p>第6条 県は、震災から県民の生命、身体及び財産を守るため、組織及び機能のすべてをあげ、市町村、国等の防災関係機関と密接に連携しながら、南海地震対策を計画的に推進します。</p> <p>2 県は、市町村、国等の防災関係機関と連携して、県民、事業者、自主防災組織等の自助の取組及び共助の取組の促進及び継続のために必要な支援を行います。この場合において、県民、事業者、自主防災組織等が効果的に震災への備え及び地震発生後の活動が行えるように、防災力を高める人づくり、日頃から支え合う地域づくり及びネットワークづくり(以下「震災に強い人づくり、地域づくり及びネットワークづくり」といいます。)等に努めます。</p> <p>3 県は、国、市町村等と連携して地震に関する調査、情報の収集等を行い、その成果及び情報を南海地震対策に反映します。その成果及び情報については、自助の取組及び共助の取組の促進に寄与するため、公表に努めます。</p> <p>(市町村の役割)</p> <p>第7条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、県、他の防災関係機関、自主防災組織、社会貢献活動団体等と連携して、その市町村の住民の生命、身体及び財産並びに地域を震災から守るための取組の推進に努めなければいけません。</p> |

| 骨子 | 条例案 |
|--|---|
| <p>第2章 <u>揺れの被害から命を守る</u></p> <p>第1 旧耐震基準による建築物の<u>耐震性の向上</u></p> <p>1 昭和56年5月31日以前の<u>耐震基準</u>によって建築された建築物(以下「旧耐震基準による建築物」といいます。)の所有者は、地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断を受け、その結果に応じて耐震化(耐震改修や建て替えを行うことにより、現行の耐震基準と同等以上の耐震性を確保することをいいます。)を行うよう努めなければいけません。</p> <p>2 県は、自らが所有する旧耐震基準による建築物の耐震診断を行い、その結果に応じて耐震化を行うよう努めます。この実施に当たっては、計画的な耐震化の推進と施設利用者等の理解を促進するため、耐震化の優先順位等を定めた県有建築物耐震化実施計画を作成し、耐震診断の結果と併せて公表します。</p> <p>3 県は、地震発生時に災害対応、医療救護、応急救助等の活動拠点や避難所として使用されるなどの重要な役割を担う建築物の所有者や管理者に対し、耐震診断の実施、診断結果の公表、計画的な耐震化の促進を求めます。</p> | <p>第2章 <u>地震の揺れの被害から生命を守る</u></p> <p>(地震の揺れの被害からの安全の確保)</p> <p>第8条 県民は、地震の揺れを感じたとき又は地震の揺れが来ることの情報入手したときは、地震の揺れによって物が転倒したり、落下したりするおそれのある場所から直ちに離れ、頭を保護するなどの自らの安全を確保するために必要な行動をとらなければいけません。</p> <p>2 事業者は、地震の揺れを感じたとき又は地震の揺れが来ることの情報入手したときは、事業所内の人に対し、頭を保護し落ち着いた行動等をとるよう促し、避難誘導を行うなどの事業所内の人の安全を確保するために必要な行動をとらなければいけません。</p> <p>3 県民及び事業者は、地震の揺れによって転倒したり、落下したりする物によって被害を受けないように、日頃から、屋内及び屋外における揺れによる被害の発生しそうな場所の把握に努めなければいけません。</p> <p>(旧耐震基準による建築物の耐震化の推進)</p> <p>第9条 昭和56年5月31日以前の<u>建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の規定による耐震基準</u>によって建築された建築物(以下「旧耐震基準による建築物」といいます。)の所有者は、地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断を受け、その結果に応じて耐震化(耐震改修又は建て替えを行うことにより、現行の耐震基準と同等以上の耐震性を確保することをいいます。以下同じです。)を行うように努めなければいけません。</p> <p>2 県は、自らが所有する旧耐震基準による建築物の耐震診断を行い、その結果に応じて耐震化を行うよう努めます。この実施に当たっては、計画的な耐震化の推進及び施設利用者等の理解を促進するため、耐震化の優先順位等を定めた県有建築物耐震化実施計画を作成し、耐震診断の結果と併せて公表します。</p> <p>3 県は、地震発生後に災害対応、医療救護及び応急救助の活動拠点又は避難所として使用されるなどの重要な役割を担う建築物の所有者及び管理者に対し、耐震診断の実施、診断結果の公表及び計画的な耐震化の促進を求めます。</p> |

| 骨子 | 条例案 |
|---|--|
| <p>4 県は、市町村、国、建築業界団体等と連携して、旧耐震基準による建築物の耐震化の実態を把握するとともに、啓発の推進、相談体制の整備や耐震化に必要な支援に努めます。</p> <p>第2 屋内における家具等の<u>安全性の向上</u></p> <p>1 県民や事業者は、地震発生時に屋内における自らや家族、<u>事業所内の人の安全を確保し、迅速かつ円滑に避難するため、あらかじめ、家具、電気製品等の転倒や落下する危険がある物の配置の見直し、転倒等の防止や窓ガラス等の飛散する危険がある物の飛散の防止等の対策</u>を行うよう努めなければいけません。</p> <p>2 <u>県民は、地震が発生したときは、落下物から頭を守るなどの自らの身を守るために必要な行動をとらなければいけません。</u></p> <p>3 <u>事業者は、地震が発生したときは、事業所内の人に対し、身を守るために必要な行動をとるよう促し、避難誘導を行うなどの事業所内の人の安全を確保するために必要な行動をとらなければいけません。</u></p> <p>4 県は、家具、電気製品、窓ガラス等の製造販売事業者、転倒防止器具の販売取り付け事業者、市町村、国等と連携して、屋内における家具、電気製品、窓ガラス等の安全対策に関する実態を把握するとともに、啓発と安全対策の推進に努めます。</p> <p>第3 屋外工作物等の<u>安全性の向上</u></p> <p>1 屋外における<u>コンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の門又は塀、自動販売機、窓ガラス、外装材、屋外広告物等</u>(以下「屋外工作物等」といいます。)の所有者や管理者は、これらの屋外工作物等が、<u>地震時</u>に転倒や落下することにより歩行者等に危害を及ぼしたり、避難等を妨げたりすることのないよう、あらかじめ、安全性を点検し、必要に応じて改修等を行うよう努めなければいけません。</p> | <p>4 県は、市町村、国、建築業界団体等と連携して、旧耐震基準による建築物の耐震化の実態を把握するとともに、啓発の推進、相談体制の整備及び耐震化に必要な支援に努めます。</p> <p>(屋内における家具等の<u>安全対策の推進</u>)</p> <p>第 10 条 県民及び事業者は、地震発生時に屋内において自ら、家族及び<u>事業所内の人が安全を確保でき、迅速かつ円滑な避難ができるように、あらかじめ、家具、電気製品等の転倒し、又は落下する危険がある物の配置の見直し、転倒等の防止、窓ガラス等の飛散する危険がある物の飛散の防止等の安全対策</u>を行うように努めなければいけません。</p> <p>2 県は、家具、電気製品、窓ガラス等の製造販売事業者、転倒防止器具の販売取り付け事業者、市町村、国等と連携して、屋内における家具、電気製品、窓ガラス等の安全対策に関する実態を把握するとともに、啓発及び安全対策の促進に努めます。</p> <p>(屋外工作物等の<u>安全対策の推進</u>)</p> <p>第 11 条 屋外における<u>ブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀、自動販売機、窓ガラス、外装材、屋外広告物等</u>(以下「屋外工作物等」といいます。)の所有者及び管理者は、これらの屋外工作物等が、<u>地震発生時</u>に転倒し、又は落下することにより歩行者等に危害を及ぼしたり、避難等を妨げたりすることのないよう、あらかじめ、安全性を点検し、必要に応じて改修等を行うよう努めなければいけません。</p> |

| 骨子 | 条例案 |
|--|--|
| <p><u>2 県民は、地震発生時に屋外工作物等の転倒や落下によって被害を受けることのないよう、日頃から、地域の危険箇所の把握に努めなければいけません。また、地震が発生したときは、屋外工作物等から直ちに離れ、又は近づかないようにしなければいけません。</u></p> <p>3 県は、<u>門又は塀等の施工事業者、自動販売機等の製造・設置・管理事業者</u>、市町村、国等と連携して、屋外工作物等の安全対策に関する実態を把握するとともに、啓発と安全対策の<u>推進</u>に努めます。</p> <p>第4 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定の実施</p> <p>1 県は、地震により被害を受けた建築物や宅地(以下「被災建築物等」といいます。)が余震によって倒壊すること等により発生する二次災害を防ぐため、地震が発生したときは、市町村が行う被災建築物等の応急危険度判定(以下「応急危険度判定」といいます。)の支援を行います。</p> <p>2 県は、応急危険度判定が円滑に行われるよう、市町村や国と連携して、あらかじめ、応急危険度判定の制度を周知するとともに、応急危険度判定を行うことができる者の養成や受け入れ体制の整備、判定資機材の確保などの実施体制の整備に努めます。</p> <p>3 被災建築物等の所有者及び管理者は、地震が発生したときは、応急危険度判定に協力するとともに、判定結果に応じて、入居者や利用者の避難、当該建築物等の応急補強等を行うよう努めなければいけません。</p> <p>第5 公共土木施設等の<u>震災予防対策</u></p> <p>県は、自らが管理する<u>道路、橋梁、河川、海岸、港等</u>の施設について、地震の揺れ、液状化等による被害を軽減し、その機能を確保するため、あらかじめ、必要に応じて点検し、緊急性の高い箇所から改修等を行うよう努めます。</p> | <p>2 県は、<u>屋外工作物等の製造、施工、管理等を行う事業者</u>、市町村、国等と連携して、屋外工作物等の安全対策に関する実態を把握するとともに、啓発及び安全対策の<u>促進</u>に努めます。</p> <p>(被災建築物等の応急危険度判定の実施への支援等)</p> <p>第12条 県は、地震により被害を受けた建築物及び宅地(以下この条において「被災建築物等」といいます。)が余震によって倒壊すること等により発生する二次災害を防ぐため、地震発生後、市町村が行う被災建築物等の応急危険度判定(以下この条において「応急危険度判定」といいます。)への支援を行います。</p> <p>2 県は、応急危険度判定が円滑に行われるように、市町村及び国と連携して、あらかじめ、応急危険度判定の制度を周知するとともに、応急危険度判定を行うことができる者の養成、受け入れ体制の整備、判定資機材の確保等の実施体制の整備に努めます。</p> <p>3 被災建築物等の所有者及び管理者は、地震が発生したときは、応急危険度判定に協力するとともに、判定結果に応じて、入居者及び利用者の避難、当該建築物等の応急補強等を行うように努めなければいけません。</p> <p>(公共土木施設の<u>地震の揺れ等による被害の軽減等</u>)</p> <p>第13条 県は、自らが管理する<u>道路(橋梁を含む。)</u>、<u>河川、海岸、港湾、漁港等</u>の公共土木施設について、地震の揺れ、液状化等による被害を軽減し、その機能を確保するため、あらかじめ、必要に応じて点検し、緊急性の高い箇所から改修等を行うように努めます。</p> |

| 骨子 | 条例案 |
|--|---|
| <p>第3章 大津波から逃げる</p> <p>第1 津波からの避難等</p> <p>1 津波浸水予想区域の居住者等は、地震による強い揺れを長い時間感じたときは、津波予報の発表を待つことなく、自らの判断で高台などの津波の浸水のおそれがない場所に、原則自動車を使わず、直ちに避難しなければいけません。この場合において、津波浸水予想区域の居住者等は、津波警報や注意報が解除されるまで、津波からの避難を継続しなければいけません。</p> <p>2 津波浸水予想区域外にいた者は、津波警報や注意報が解除されるまで、津波浸水予想区域へ立ち入ってははいけません。</p> <p>3 津波浸水予想区域に居住する者、通勤通学する者等は、津波から迅速かつ円滑な避難ができるよう、あらかじめ緊急避難場所、避難路、避難の方法等について確認するよう努めなければいけません。</p> <p>4 海岸附近又は河口附近にいる者は、津波からの避難意識を持つようにしなければいけません。</p> <p>第2 津波避難計画の作成</p> <p>1 津波浸水予想区域の自主防災組織は、地域の居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難できるよう、市町村が作成する津波避難計画と内容の整合性をとりつつ、地域の緊急避難場所、避難路、避難の方法、津波浸水予想区域の範囲など津波からの避難に必要な情報を記載した計画（以下「地域の津波避難計画」といいます。）を市町村と協力して、作成しなければいけません。</p> <p>2 津波浸水予想区域の居住者、事業者等は、自らが津波から避難する際の問題に向き合い、確実に避難する方法を確認するため、地域の津波避難計画の作成に参画するよう努めなければいけません。</p> <p>3 県は、地域の津波避難計画の作成が促進されるよう、市町村と連携して、必要な情報の提供等の支援に努めます。</p> | <p>第3章 津波から逃げる</p> <p>（津波からの避難等）</p> <p>第 14 条 津波浸水予想区域の居住者等は、地震による強い揺れを長い時間感じたときは、津波予報の発表を待つことなく、自らの判断で高台等の津波の浸水のおそれがない場所に、原則道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第2条第1項第9号の自動車を使わず、直ちに避難しなければいけません。この場合において、津波浸水予想区域の居住者等は、津波警報及び津波注意報が解除されるまで、津波からの避難を継続しなければいけません。</p> <p>2 津波浸水予想区域外にいた者は、津波警報及び津波注意報が解除されるまで、津波浸水予想区域へ立ち入ってははいけません。</p> <p>3 津波浸水予想区域に居住する者、通勤通学する者等は、津波から迅速かつ円滑な避難ができるように、あらかじめ緊急避難場所、避難路、避難の方法等について確認するよう努めなければいけません。</p> <p>4 海岸附近又は河口附近にいる者は、津波からの避難意識を持つようにしなければいけません。</p> <p>（地域の津波避難計画の作成の推進）</p> <p>第 15 条 津波浸水予想区域の自主防災組織は、地域の居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難できるように、市町村が作成する市町村津波避難計画と内容の整合性をとりつつ、地域の緊急避難場所、避難路、避難の方法、津波浸水予想区域の範囲等の津波からの避難に必要な情報を記載した計画（以下この条及び次条において「地域の津波避難計画」といいます。）を市町村と協力して、作成しなければいけません。</p> <p>2 津波浸水予想区域の居住者、事業者等は、自らが津波から避難する際の問題に向き合い、確実に避難する方法を確認するため、地域の津波避難計画の作成に参画するよう努めなければいけません。</p> <p>3 県は、地域の津波避難計画の作成が促進されるように、市町村と連携して、必要な情報の提供等の支援に努めます。</p> |

| 骨子 | 条例案 |
|--|--|
| <p>第3 津波避難訓練の実施等</p> <p>1 津波浸水予想区域の自主防災組織は、地域の津波避難計画に基づき、開催する時期、時間帯等さまざまな想定と工夫の下に、津波からの避難訓練を毎年行わなければいけません。</p> <p>2 自主防災組織は、津波からの避難訓練の結果を踏まえて、必要に応じてその地域の津波避難計画を見直さなければいけません。</p> <p>3 津波浸水予想区域の事業者は、事業所内の人を津波から迅速かつ円滑に避難させるため、津波からの避難訓練を毎年行わなければいけません。この場合において、地域の自主防災組織との連携に努めなければいけません。</p> | <p>(津波避難訓練の実施等)</p> <p>第 16 条 津波浸水予想区域の自主防災組織は、地域の津波避難計画に基づき、開催する時期、時間帯等さまざまな想定と工夫の下に、津波からの避難訓練を毎年行わなければいけません。</p> <p>2 自主防災組織は、津波からの避難訓練の結果を踏まえて、必要に応じてその地域の津波避難計画を見直さなければいけません。</p> <p>3 津波浸水予想区域の事業者は、事業所内の人を津波から迅速かつ円滑に避難させるため、津波からの避難訓練を毎年行わなければいけません。この場合において、地域の自主防災組織との連携に努めなければいけません。</p> |
| <p>第4 津波避難に関する情報を入手しやすい環境の整備</p> <p>1 県は、県民、事業者等が、日頃から津波の危険を知り、地震発生時に迅速かつ円滑に避難できるよう、市町村、国等と連携して、啓発を行うとともに、県民、事業者等が津波避難に関する情報を入手しやすい環境の整備に努めます。</p> <p>2 津波避難に関する次の情報は、それぞれ次の手段で伝えます。</p> <p>(1)津波の危険性を知らせるための情報 津波浸水予想区域を示す標識、津波の碑等の津波注意を喚起する物、津波の特性、避難時の行動等の知識を伝える掲示物等</p> <p>(2)緊急避難場所を知らせるための情報 緊急避難場所の標識とそこに誘導する標識等</p> <p>(3)津波発生を知らせるための情報 緊急情報の放送施設、道路情報表示等</p> | <p>(津波避難に関する情報を入手しやすい環境の整備)</p> <p>第 17 条 県は、県民、事業者等が、日頃から津波の危険を知り、地震発生時に迅速かつ円滑に避難できるように、市町村、国等と連携して、啓発するとともに、県民、事業者等が津波避難に関する情報を入手しやすい環境の整備に努めます。</p> <p>2 次の各号に掲げる津波避難に関する情報は、当該各号に定める手段で伝えます。</p> <p>(1)津波の危険性を知らせるための情報 津波浸水予想区域を示す標識、津波の碑等の津波注意を喚起する物、津波の特性、避難時にとるべき行動等の知識を伝える掲示物等</p> <p>(2)緊急避難場所を知らせるための情報 緊急避難場所の標識、緊急避難場所に誘導する標識等</p> <p>(3)津波発生を知らせるための情報 緊急情報の放送施設、道路情報表示等</p> |
| <p>第5 津波からの緊急避難場所と避難路の確保等</p> <p>1 県は、居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難できるよう、市町村と連携して、緊急避難場所と避難路を確保し、保全するために必要な対策を推進します。</p> <p>2 県民、事業者等は、自主防災組織、市町村等からの求めに応じて、自己の所有する土地や建築物が緊急避難場所や避難路として利用されることに協力するよう努めなければいけません。</p> <p>3 緊急避難場所を利用する際、避難者は、他の避難者と協力して、秩序ある利用に努めなければいけません。</p> | <p>(津波からの緊急避難場所及び避難路の確保等)</p> <p>第 18 条 県は、居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難できるように、市町村と連携して、緊急避難場所及び避難路を確保し、保全するために必要な対策を推進します。</p> <p>2 県民、事業者等は、自主防災組織、市町村等からの求めに応じて、自己の所有する土地又は建築物が緊急避難場所又は避難路として利用されることに協力するよう努めなければいけません。</p> <p>3 緊急避難場所を利用する際、避難者は、他の避難者と協力して、秩序ある利用に努めなければいけません。</p> |

| 骨子 | 条例案 |
|--|---|
| <p>第6 津波の浸入による被害の軽減対策</p> <p>1 県は、津波浸水予想区域の居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難できるよう支援するため、津波浸水予想区域において、県が管理する施設について次のことに努めます。</p> <p>(1) 堤防、水門等の施設の機能を確保するため、必要に応じて点検し、緊急性の高い箇所から改修等を行うこと。</p> <p>(2) 津波の浸入を防ぐため、陸こうの常時閉鎖や支障のない高さまで水門扉を下げるなどの維持管理体制の整備をすること。</p> <p>2 陸こうを利用する者は、陸こうが津波の浸入口とならないよう、利用後は閉鎖するように努めなければいけません。</p> <p>3 県は、木材、船舶等の漂流物による被害を軽減するため、市町村、国、事業者等と連携して、津波による漂流物の発生対策の推進に努めます。</p> | <p>(津波の浸入による被害の軽減)</p> <p>第 19 条 県は、津波浸水予想区域の居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難できるように支援するため、津波浸水予想区域において、県が管理する施設について次のことに努めます。</p> <p>(1) 堤防、水門等の施設の機能を確保するため、必要に応じて点検し、緊急性の高い箇所から改修等を行うこと。</p> <p>(2) 津波の浸入を防ぐため、陸こうを常時閉鎖したり、又は水門扉を支障のない高さまで下ろしたりするなどの維持管理体制の整備をすること。</p> <p>2 陸こうを利用する者は、陸こうが津波の浸入口とならないように、陸こうの利用後は閉鎖するように努めなければいけません。</p> <p>3 県は、木材、船舶等の漂流物による被害を軽減するため、市町村、国、事業者等と連携して、津波による漂流物の発生対策の推進に努めます。</p> |
| <p>第4章 火災から命を守る</p> | <p>第4章 火災から生命を守る</p> |
| <p>第1 出火や延焼の防止</p> <p>1 県民、事業者等は、地震による火災の発生を防ぐため、地震が発生したときは、自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて、火気の使用を停止し、ガス栓を閉め、避難時に電流制限器(ブレーカー)により電流を遮断する等火災の発生を防ぐために必要な措置をとるよう努めなければいけません。</p> <p>2 県民、事業者等は、火災が発生したときは、自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて、消火や延焼の防止に努めなければいけません。</p> | <p>(火災の発生及び延焼の防止)</p> <p>第 20 条 県民、事業者等は、地震による火災の発生を防ぐため、地震が発生したときは、自らの安全の確保又は避難に支障がない限りにおいて、火気の使用を停止し、ガス栓を閉め、避難時に電流制限器により電流を遮断する等火災の発生を防ぐために必要な措置をとるよう努めなければいけません。</p> <p>2 県民、事業者等は、火災が発生したときは、自らの安全の確保又は避難に支障がない限りにおいて、消火又は延焼の防止に努めなければいけません。</p> |
| <p>第2 火災への備え</p> <p>1 県民、事業者等は、消火器等の初期消火に必要な用具の設置と適正な管理に努めなければいけません。</p> <p>2 自主防災組織、事業者等は、消火、通報、避難等の防火訓練を毎年行うよう努めなければいけません。</p> | <p>(初期消火に必要な用具の設置等)</p> <p>第 21 条 県民、事業者等は、消火器等の初期消火に必要な用具の設置及び適正な管理に努めなければいけません。</p> <p>2 自主防災組織、事業者等は、消火、通報、避難等の防火訓練を毎年行うよう努めなければいけません。</p> |

| 骨子 | 条例案 |
|---|--|
| <p>3 県民は、防火訓練に積極的に参加し、火災から命を守るために必要な知識や、消火器、可搬式動力ポンプ等の<u>消火用資機材の使用</u>方法や<u>消火技術の習得</u>に努めなければいけません。</p> <p>4 県は、市町村、消防本部等と連携して、出火の防止、消火、避難等の火災から<u>命</u>を守るために取るべき行動や初期消火に必要な用具に関することの啓発に努めます。</p> | <p>3 県民は、防火訓練に積極的に参加し、火災から生命を守るために必要な知識及び消火器、可搬式動力ポンプ等の<u>消火用資機材による消火技術の習得</u>に努めなければいけません。</p> <p>4 県は、市町村、消防本部等と連携して、出火の防止、消火、避難等の火災から<u>生命</u>を守るために取るべき行動及び初期消火に必要な用具に関することの啓発に努めます。</p> |
| <p>第5章 <u>土砂災害その他の危険から命を守る</u></p> | <p>第5章 <u>土砂災害等の危険から生命を守る</u></p> |
| <p>第1 <u>土砂災害その他の危険からの避難</u></p> | <p>(<u>土砂災害等の危険からの避難等</u>)</p> |
| <p>1 県民は、<u>地震時の揺れやその後の余震</u>、降雨等による次の危険を察知したときは、直ちに危険な箇所から離れ、安全な場所に自主的に避難しなければいけません。この場合において、自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて、周辺の居住者等への危険の周知や、県、市町村等への通報に努めなければいけません。</p> | <p>第22条 県民は、<u>地震の揺れ又は地震発生後の余震</u>、降雨等による次の危険を察知したときは、直ちに危険な箇所から離れ、安全な場所に自主的に避難しなければいけません。この場合において、自らの安全の確保又は避難に支障がない限りにおいて、周辺の居住者等への危険の周知及び県、市町村等への通報に努めなければいけません。</p> |
| <p><u>(1)土砂災害</u></p> | <p><u>(1)がけ崩れ、地すべり及び土石流(河道閉そく部の決壊によるものを含む。)</u>の土砂災害</p> |
| <p>ア <u>がけ崩れ、土石流、地すべり等</u></p> | <p><u>(2)河道閉そくによる上流の地域の水没</u></p> |
| <p>イ <u>河道閉そくによる上流の地域の水没及び河道閉そく部の決壊による土石流</u></p> | <p><u>(3)地盤沈下による水害</u></p> |
| <p><u>(2)土砂災害の前兆現象</u></p> | <p><u>(4)堤防又はため池の亀裂、決壊等による水害</u></p> |
| <p><u>河川の濁りや流木の混在、河川の水位の異常、山鳴り、がけの亀裂、沢やわき水の濁りや水量の変化、地面のひび割れ等</u></p> | <p><u>(5)液状化等による建築物又は土木構造物の倒壊等</u></p> |
| <p><u>(3)その他の危険</u></p> | <p><u>(6)土砂災害の前兆現象と思われる河川の濁り、河川への流木の混在、河川の水位の異常、山鳴り、がけの亀裂、沢又はわき水の濁り又は水量の変化、地面のひび割れ等</u></p> |
| <p>ア <u>ため池の破損、亀裂及び決壊による洪水</u></p> | <p>2 県民は、<u>土砂災害等</u>の危険から自主的に避難できるように、日頃から、自主防災組織の取組などを通じて、土砂災害その他の危険に関する知識の習得や、地域の危険な箇所、避難所等の把握などに努めなければいけません。</p> |
| <p>イ <u>堤防の破損、亀裂及び決壊による浸水</u></p> | <p>3 県は、市町村、国等と連携して、あらかじめ県民の自主的な避難に関する啓発や情報の提供などに努めます。</p> |
| <p>ウ <u>地盤沈下による浸水</u></p> | |
| <p>エ <u>液状化による建築物や土木構造物の倒壊等</u></p> | |
| <p>2 県民は、<u>土砂災害その他</u>の危険から自主的に避難できるよう、日頃から、自主防災組織の取組などを通じて、土砂災害その他の危険に関する知識の習得や、地域の危険な箇所、避難所等の把握などに努めなければいけません。</p> <p>3 県は、市町村、国等と連携して、あらかじめ県民の自主的な避難に関する啓発や情報の提供などに努めます。</p> | |

| 骨子 | 条例案 |
|--|--|
| <p>第2 危険な箇所の<u>巡視等</u></p> <p>1 県は、地震が発生したときは、さらなる被害の拡大を防ぐため、市町村等と連携して、危険な箇所の巡視や点検(津波の危険が予想されるときに海岸や河川における巡視や点検を除きます。)を行い、被害が発生するおそれがあるときは、居住者等への周知と立入禁止等の措置を速やかに行うよう努めます。</p> <p>2 <u>危険物(この骨子案において、消防法上の危険物、毒物、劇物、火薬類、高圧ガス、水質汚濁性農薬等をいいます。第9章第2第1項第7号において同じ。)</u>を扱う施設の<u>管理者</u>は、地震が発生したときは直ちに施設を点検し、施設に被害が発生している又は発生するおそれがあるときは、被害の拡大の防止の措置を速やかに行うとともに、関係機関への連絡や周辺の居住者等への周知を行わなければいけません。</p> | <p>(危険な箇所の<u>巡視、点検等</u>)</p> <p>第 23 条 県は、地震発生後、さらなる被害の拡大を防ぐため、市町村等と連携して、危険な箇所の巡視及び点検(津波の危険が予想されるときに海岸及び河川における巡視及び点検を除きます。)を行い、被害が発生するおそれがあるときは、居住者等への周知及び立入禁止等の措置を速やかに行うように努めます。</p> <p>2 <u>消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第2条第7項の危険物、農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)第 12 条の2に規定する水質汚濁性農薬、火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)第2条第1項の火薬類、毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 203 号)第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物並びに高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)第2条の高圧ガスその他これらに類する危険物若しくは有害物質であつて地震が発生したときに人の生命、身体若しくは財産を害するおそれのあるもの(第 33 条第1項第 8 号において「危険物等」といいます。)</u>を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の<u>所有者及び管理者</u>は、地震発生後直ちに当該施設を点検し、当該施設において被害が発生している又は発生するおそれがあるときは、被害の拡大の防止の措置を速やかに行うとともに、関係機関への連絡及び周辺の居住者等への周知を行わなければいけません。</p> |
| <p>第6章 災害から<u>命</u>を救う</p> <p>第1 応急活動の実施</p> <p>1 県は、地震が発生したときは、防災関係機関等と連携して、人命の救助、医療救護活動、消火活動、避難所の設置と運営、被災者への食料と飲料水の供給等の対策(以下「<u>応急活動</u>」といいます。)を<u>行います</u>。この場合において、より多くの人命を救う活動を最優先に行います。</p> <p>2 県民は、一人でも多くの人命が救われるよう、医療救護活動においてトリアージ(医師等が、傷病者の緊急度や重症度により搬送や治療を行う優先順位をつけることをいいます。)に基づき、重症で緊急度が高く、かつ、救命できる可能性の高い者から優先して搬送や治療がされることをあらかじめ理解するとともに、地震が発生したときは医師等の<u>判断</u>に従わなければいけません。</p> | <p>第6章 災害から<u>生命</u>を救う</p> <p>(応急活動の実施)</p> <p>第 24 条 県は、地震発生後、防災関係機関等と連携して、人命の救助、医療救護活動、消火活動、避難所の設置及び運営、被災者への食料及び飲料水の供給等の対策(以下「<u>応急活動</u>」といいます。)を<u>実施します</u>。この場合において、より多くの人命を救う活動を最優先に行います。</p> <p>2 県民は、一人でも多くの人命が救われるように、医療救護活動においてトリアージ(医師等が、傷病者の緊急度及び重症度により搬送又は治療を行う優先順位をつけることをいいます。以下この項において同じです。)に基づき、重症で緊急度が高く、かつ、救命できる可能性の高い者から優先して搬送及び治療がされることをあらかじめ理解するとともに、地震が発生したときは医師等の<u>トリアージに係る判断</u>に従わなければいけません。</p> |

| 骨子 | 条例案 |
|---|---|
| <p>3 県は、地震が発生したときは、防災関係機関等と連携して応急活動に必要な情報の収集に努めるとともに、収集した情報を報道機関等と連携して県民に提供します。</p> <p>4 県は、地震発生時に迅速かつ的確に応急活動を行うため、防災関係機関等と連携して、あらかじめ、実践的な訓練を行うとともに、応急活動に必要な資機材、人員、土地等の確保や県外からの応援の受け入れ体制の整備など、応急活動体制の確立に努めます。</p> | <p>3 県は、地震発生後、防災関係機関等と連携して応急活動に必要な情報の収集に努めるとともに、収集した情報を報道機関等と連携して県民に提供します。</p> <p>4 県は、地震発生後に迅速かつ的確に応急活動を行うため、防災関係機関等と連携して、あらかじめ、実践的な訓練を行うとともに、応急活動に必要な資機材、人員、土地等の確保、県外からの応援の受け入れ体制の整備等の応急活動に係る体制の確立に努めます。</p> |
| <p>第2 自主防災組織等の救助活動</p> | <p>(自主防災組織等の救助活動の実施)</p> |
| <p>1 自主防災組織、事業者等は、地震が発生したときは、自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて、倒壊家屋等からの救出、負傷者等の応急手当、搬送等(以下「救助活動」といいます。)を行うよう努めなければいけません。</p> <p>2 自主防災組織、事業者等は、日頃から、救助活動のための資機材の整備と点検、救助活動に必要な知識や技術の習得に努めなければいけません。</p> <p>3 県は、地震発生時に自主防災組織、事業者等が被災者の救助に当たることができるよう、防災関係機関等と連携して、あらかじめ必要な支援に努めます。</p> | <p>第25条 自主防災組織、事業者等は、地震が発生したときは、自らの安全の確保及び避難に支障がない限りにおいて、倒壊家屋等からの救出、負傷者等の応急手当、搬送等(以下「救助活動」といいます。)を行うように努めなければいけません。</p> <p>2 自主防災組織、事業者等は、日頃から、救助活動のための資機材の整備及び点検並びに救助活動に必要な知識及び技術の習得に努めなければいけません。</p> <p>3 県は、地震発生後に自主防災組織、事業者等が被災者の救助活動に当たることができるように、防災関係機関等と連携して、あらかじめ必要な支援に努めます。</p> |
| <p>第3 緊急輸送の確保</p> | <p>(緊急輸送の確保)</p> |
| <p>1 県は、地震発生時に迅速な応急活動を実施するため、防災関係機関等と連携して、負傷者の搬送や応急活動に必要な人員と物資の陸路、海路、空路による輸送(以下「緊急輸送」といいます。)の確保に努めます。</p> <p>2 県民、事業者等は、緊急輸送などのために車両の交通規制が行われた道路では、規制に従わなければいけません。また、交通規制が行われていない道路であっても、救急車、消防車等の通行を妨げる可能性がある場合は、車両の使用を控えるよう努めなければいけません。</p> <p>3 県は、緊急輸送を確保するため、防災関係機関等と連携して、あらかじめ地震発生時の交通規制の遵守等に関する啓発を行うとともに、地震が発生したときは交通規制が行われる路線等の情報の周知に努めます。</p> | <p>第26条 県は、地震発生後に迅速な応急活動を実施するため、防災関係機関等と連携して、負傷者の搬送並びに応急活動に必要な人員及び物資の陸路、海路及び空路による輸送(以下この条において「緊急輸送」といいます。)の確保に努めます。</p> <p>2 県民、事業者等は、緊急輸送等のために車両の交通規制が行われた道路では、規制に従わなければいけません。交通規制が行われていない道路であっても、災害対策基本法第76条第1項の緊急通行車両の通行を妨げる可能性があるときは、車両の使用を控えるように努めなければいけません。</p> <p>3 県は、緊急輸送を確保するため、防災関係機関等と連携して、あらかじめ地震発生後の交通規制の遵守等に関する啓発を行うとともに、地震発生後は交通規制が行われる路線等の情報の周知に努めます。</p> |

| 骨子 | 条例案 |
|--|---|
| <p>第7章 被災者の生活を支える</p> <p>第1 復旧活動の実施</p> <p>1 県は、<u>地震が発生したときは</u>、早期に被災者の生活が安定するよう、防災関係機関等と連携して、被災者への情報提供、住宅の確保、保健衛生、こころのケア、<u>ライフライン(電気、通信、水道、ガスや下水道)</u>や公共施設等の被災施設の復旧、災害廃棄物の撤去、学校教育の再開、社会秩序の維持等の対策(以下「復旧活動」といいます。)を<u>行います</u>。</p> <p>2 県民は、防災関係機関等が行う復旧活動に協力するとともに、被災後の生活においては、お互いに支え合い、助け合うよう努めなければいけません。</p> <p>3 県は、被災後できるだけ早期に被災者の生活が安定するよう、防災関係機関等と連携して、あらかじめ、復旧活動に必要な資機材、人員、土地等を確保するなど、復旧活動体制の確立に努めます。</p> <p>第2 <u>災害ボランティア活動への支援</u></p> <p>1 ボランティア活動の支援や調整を行う団体(以下「ボランティア支援団体」といいます。)は、地震発生後にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、あらかじめボランティアコーディネーターの育成やボランティアの受け入れ等必要な<u>体制づくりを行う</u>とともに、地震が発生したときはボランティア活動の支援や調整に努めるものとします。</p> <p>2 県は、市町村と連携して、あらかじめボランティア支援団体の体制づくりを支援するとともに、地震が発生したときはボランティア支援団体の活動の支援と連携に努めます。</p> | <p>第7章 被災者の生活を支える</p> <p>(復旧活動の実施)</p> <p>第 27 条 県は、<u>地震発生後</u>、早期に被災者の生活が安定するよう、防災関係機関等と連携して、被災者への情報提供、住宅の確保、保健衛生、こころのケア、公共施設等の被災施設の復旧、災害廃棄物の撤去、学校教育の再開、社会秩序の維持等の対策(以下「復旧活動」といいます。)を<u>実施します</u>。</p> <p>2 <u>電気、通信、水道、ガス及び下水道の事業に係る施設を管理する事業者は、あらかじめ地震による当該施設の被害を最小限に抑え、早期に復旧するために必要な対策を行うとともに、地震が発生したときは速やかに被災した施設の復旧に努めなければいけません。</u></p> <p>3 県民は、防災関係機関等が行う復旧活動に協力するとともに、被災後の生活においては、お互いに支え合い、助け合うように努めなければいけません。</p> <p>4 県は、被災後できるだけ早期に被災者の生活が安定するよう、防災関係機関等と連携して、あらかじめ、復旧活動に必要な資機材、人員、土地等を確保するなど、復旧活動に係る体制の確立に努めます。</p> <p>(ボランティア活動への支援等)</p> <p>第 28 条 ボランティア活動の支援及び調整を行う団体(以下この条において「ボランティア支援団体」といいます。)は、地震発生後にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるように、あらかじめボランティアコーディネーターの育成及びボランティアの受け入れ等必要な<u>体制を整備する</u>とともに、地震が発生したときはボランティア活動の支援及び調整に努めるものとします。</p> <p>2 県は、市町村と連携して、あらかじめボランティア支援団体の体制の整備を支援するとともに、地震が発生したときはボランティア支援団体の活動の支援及び連携に努めます。</p> |

| 骨子 | 条例案 |
|--|---|
| <p>第3 専門ボランティアの活用</p> <p>県は、市町村、関係団体等と連携して、あらかじめ専門ボランティア(県、市町村等が実施すべき復旧活動等のうち、人員の不足が見込まれる専門的な知識や技術を必要とする分野において、事前に登録し、地震が発生したときに県、市町村等と連携しながら活動するボランティアをいいます。)の活用体制を整備するとともに、地震が発生したときは専門ボランティアの効果的な活用に努めます。</p> <p>第8章 震災からの復興を進める</p> <p>第1 震災復興計画の作成</p> <p>1 <u>知事は、被災後</u>、早期に県民の生活の再建や社会経済活動が再開できるよう、市町村長が作成する<u>震災復興計画</u>との整合性をとりつつ、速やかに<u>震災復興計画</u>を作成します。</p> <p>2 知事は、震災復興計画の作成に当たっては、県民と合意形成を行うよう努めるとともに、県民が将来に希望をもって生活できるよう、コミュニティの維持を考慮しつつ、住宅と雇用の確保に重点を置くものとします。</p> <p>3 県は、被災後速やかに復興に着手できるよう、あらかじめ、震災復興計画への県民参加、<u>被災者の生活再建支援、都市基盤の再生</u>、経済の復興等の方法を検討するなど、必要な対策の実施に努めます。</p> <p>第2 震災復興対策の推進</p> <p>1 県は、防災関係機関等が行う震災復興事業と調整しながら、<u>震災復興計画に基づき、計画的に震災復興対策を推進</u>します。</p> <p>2 県、県民、事業者等は、復興に当たっては、それぞれの役割を果たし、協働して取り組むとともに、震災の経験や教訓を活かして、<u>災害に強い人、コミュニティ、まちづくり</u>に寄与するよう努めなければいけません。</p> | <p>(専門ボランティアの活用)</p> <p>第29条 県は、市町村、関係団体等と連携して、あらかじめ専門ボランティア(県、市町村等が実施すべき復旧活動等のうち、人員の不足が見込まれる専門的な知識及び技術を必要とする分野において、事前に登録し、地震が発生したときに県、市町村等と連携しながら活動するボランティアをいいます。以下この条において同じです。)の活用体制を整備するとともに、地震が発生したときは専門ボランティアの効果的な活用に努めます。</p> <p>第8章 震災からの復興を進める</p> <p>(震災復興計画の作成)</p> <p>第30条 <u>県は、地震発生後</u>、早期に県民の生活の再建及び社会経済活動の再開ができるように、市町村長が作成する<u>市町村震災復興計画</u>との整合性をとりつつ、速やかに<u>高知県震災復興計画(以下この章において「震災復興計画」といいます。)</u>を作成します。</p> <p>2 <u>県は</u>、震災復興計画の作成に当たっては、県民と合意形成を行うように努めるとともに、県民が将来に希望をもって生活できるように、コミュニティの維持を考慮しつつ、住宅及び雇用の確保に重点を置くものとします。</p> <p>3 県は、<u>地震発生後</u>速やかに復興に着手できるように、あらかじめ、震災復興計画への県民参加、<u>被災者の生活への再建支援、社会基盤の再建</u>、経済の復興等の方法を検討するなどの必要な対策の実施に努めます。</p> <p>(震災復興対策の推進)</p> <p>第31条 県は、防災関係機関等が行う震災復興事業と調整しながら、<u>震災復興計画に基づく震災復興対策を着実に推進</u>します。</p> <p>2 県、県民、事業者等は、復興に当たっては、それぞれの役割を果たし、協働して取り組むとともに、震災の経験及び教訓を活かして、<u>震災に強い人づくり、地域づくり及びネットワークづくり</u>に寄与するよう努めなければいけません。</p> |

| 骨子 | 条例案 |
|--|---|
| <p>第9章 <u>震災に強い人、地域、ネットワークづくりを進める</u></p> <p>第1節 地域防災力の強化</p> <p>第1 県民の備え</p> <p>県民は、<u>地震発生時に自らや家族、近隣住民の生命、身体</u>を守るため、知識の習得に努めるとともに、次の備えをするよう努めなければいけません。</p> <p>(1) 旧耐震基準による建築物の<u>耐震性の確保</u>や建築物の耐震性の維持のための点検や補修</p> <p>(2) 屋外工作物等の点検や改修、家具、電気製品等の転倒等の防止、窓ガラス等の飛散の防止</p> <p>(3) 消火器等の初期消火に必要な用具の設置と管理</p> <p>(4) 避難を円滑にするための用具と非常持ち出し品の準備</p> <p>(5) 応急手当に関する知識と技術の習得</p> <p>(6) 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄と医薬品の確保</p> <p>(7) 緊急避難場所と避難所の位置、避難路、避難方法、家族間の連絡方法等の確認</p> <p>(8) その他 <u>自らや家族、近隣住民の生命、身体</u>を守るために必要な備え</p> <p>第2 事業者の備え</p> <p>1 <u>事業者は、地震発生時に事業所内の人の生命、身体を守り、周辺の居住者等への自らの施設、設備等による被害を最小限に抑え、事業の継続を行うため、次の備えをするよう努めなければいけません。</u></p> <p>(1) 旧耐震基準による建築物の耐震性の確保や建築物の耐震性の維持のための点検や補修</p> <p>(2) 屋外工作物等の点検や改修、家具、電気製品等の転倒等の防止、窓ガラス等の飛散の防止</p> <p>(3) 消火器等の初期消火に必要な用具の設置と管理</p> <p>(4) 避難を円滑にするための用具と非常持ち出し品の準備</p> <p><u>(5) 食料、飲料水等の備蓄、医薬品等の確保と応急的な措置に必要な資機材等の整備</u></p> <p>(6) 地震防災に関する体制整備、啓発、研修、訓練等の実施</p> | <p>第9章 <u>震災に強い人づくり、地域づくり及びネットワークづくりを進める</u></p> <p>第1節 地域防災力の強化</p> <p>(県民の備え)</p> <p>第 32 条 県民は、<u>震災から自ら及びその家族の生命、身体及び財産</u>を守るため、地震防災に関する知識の習得に努めるとともに、次の備えを行うように努めなければいけません。</p> <p>(1) 旧耐震基準による建築物の<u>耐震化</u>並びに建築物の耐震性の維持のための点検及び補修</p> <p>(2) 屋外工作物等の点検及び改修、家具、電気製品等の転倒等の防止並びに窓ガラス等の飛散の防止</p> <p>(3) 消火器等の初期消火に必要な用具の設置及び管理</p> <p>(4) 避難を円滑にするための用具及び非常持ち出し品の準備</p> <p>(5) 応急手当に関する知識及び技術の習得</p> <p>(6) 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄及び医薬品の確保</p> <p>(7) 緊急避難場所及び避難所の位置、避難路、避難方法、家族間の連絡方法等の確認</p> <p>(8) その他 <u>自ら及びその家族の生命、身体及び財産</u>を守るために必要な備え</p> <p>(事業者の備え)</p> <p>第 33 条 <u>第5条第1項に規定する事業者の行うべき被害の軽減のために必要な備えとは、次に掲げる事項の実施をいいます。</u></p> <p>(1) 旧耐震基準による建築物の耐震化並びに建築物の耐震性の維持のための点検及び補修</p> <p>(2) 屋外工作物等の点検及び改修、家具、電気製品等の転倒等の防止並びに窓ガラス等の飛散の防止</p> <p>(3) 消火器等の初期消火に必要な用具の設置及び管理</p> <p>(4) 避難を円滑にするための用具及び非常持ち出し品の準備</p> <p><u>(5) 食料、飲料水等の備蓄及び医薬品等の確保</u></p> <p><u>(6) 救助活動等に必要な資機材等の整備</u></p> <p>(7) 地震防災に関する体制整備、啓発、研修、訓練等の実施</p> |

| 骨子 | 条例案 |
|--|---|
| <p>(7) 木材、船舶等の流出、危険物の漏出等による人の生命、身体への被害を最小限に抑えるための施設、設備等の適切な管理</p> <p>(8) 事業継続計画の作成と必要な備え</p> <p>(9) その他事業所内の人の生命、身体を守るために必要な備え</p> <p>2 事業者は、地域の自主防災組織等が実施する防災訓練その他の地震防災の活動と連携するよう努めるものとします。</p> <p>第3 自主防災組織の活動の推進</p> <p>1 県民は、その居住する地域において自主防災組織を結成し、積極的に活動に参加するよう努めなければいけません。</p> <p>2 自主防災組織は、地震発生時に地域の居住者等の安全を確保するため、市町村等と連携して、あらかじめ次の活動をするよう努めなければいけません。</p> <p>(1) 防災知識の普及</p> <p>(2) 発生の予想される被害、危険な箇所、緊急避難場所、避難所、避難路、通報先等の把握、防災マップの作成、地域の居住者等へのこれらの情報の周知</p> <p>(3) 開催する時期、時間帯等さまざまな想定と工夫に基づく防災訓練の実施</p> <p>(4) 防災用の資機材等の整備と点検</p> <p>(5) 救助活動のための知識と技術の習得</p> <p>(6) 災害時要援護者の把握と避難のための仕組みづくり</p> <p>(7) 家具、窓ガラス等の転倒等防止対策の推進</p> <p>(8) その他被害の軽減のための活動</p> <p>3 自主防災組織は、地震が発生したときは、市町村等と連携して、次の活動を行うよう努めなければいけません。</p> <p>(1) 情報の収集と伝達</p> <p>(2) 居住者等の避難誘導活動</p> <p>(3) 出火の防止と初期消火</p> <p>(4) 負傷者等の救助活動</p> <p>(5) 安否確認</p> <p>(6) 炊き出し等の給食給水活動</p> <p>(7) 危険な箇所の把握</p> <p>(8) その他必要な活動</p> | <p>(8) 木材、船舶等の流出、危険物等の漏出等による人の生命、身体への被害を最小限に抑えるための施設、設備等の適切な管理</p> <p>(9) 地震発生後も事業を継続するために必要な計画の作成及びその事業を継続のために必要な備え</p> <p>(10) その他事業所内の人の生命及び身体を守るために必要な備え</p> <p>2 事業者は、地域の自主防災組織等が実施する防災訓練その他の地震防災の活動と連携するよう努めるものとします。</p> <p>(自主防災組織の活動)</p> <p>第 34 条 県民は、その居住する地域において自主防災組織を結成し、積極的に活動に参加するよう努めなければいけません。</p> <p>2 自主防災組織は、地震発生時に地域の居住者等の安全を確保するため、市町村等と連携して、あらかじめ次の活動をするよう努めなければいけません。</p> <p>(1) 地震防災に関する知識の普及</p> <p>(2) 予想される地震発生後の被害、危険な箇所、緊急避難場所、避難所、避難路、通報先等の把握、防災マップの作成、地域の居住者等へのこれらの情報の周知</p> <p>(3) さまざまな想定と工夫に基づく防災訓練の実施</p> <p>(4) 防災用の資機材等の整備及び点検</p> <p>(5) 救助活動のための知識及び技術の習得</p> <p>(6) 災害時要援護者の把握及び避難のための仕組みづくり</p> <p>(7) 家具、窓ガラス等の転倒等防止対策の推進</p> <p>(8) その他地域の被害の軽減のための活動</p> <p>3 自主防災組織は、地震が発生したときは、市町村等と連携して、次の活動を行うよう努めなければいけません。</p> <p>(1) 情報の収集及び伝達</p> <p>(2) 居住者等の避難誘導活動</p> <p>(3) 出火の防止及び初期消火</p> <p>(4) 負傷者等の救助活動</p> <p>(5) 安否確認</p> <p>(6) 炊き出し等の給食給水活動</p> <p>(7) 危険な箇所の把握</p> <p>(8) その他必要な活動</p> |

| 骨子 | 条例案 |
|---|---|
| <p>4 自主防災組織は、活動を活性化するため、他の自主防災組織、地域の事業者その他の地域の活動団体と連携に努めるものとします。</p> <p>5 県は、市町村と連携して、自主防災組織の設立や活動に必要な支援をするとともに、自主防災組織の活動において中心的な役割を担う者の育成に努めます。</p> | <p>4 自主防災組織は、活動を活性化するため、他の自主防災組織、地域の事業者その他の地域の活動団体と連携に努めるものとします。</p> <p>5 県は、市町村と連携して、自主防災組織の設立及び活動に必要な支援をするとともに、自主防災組織の活動において中心的な役割を担う者の育成に努めます。</p> |
| <p>第4 南海地震対策推進週間</p> <p>1 県民、事業者、自主防災組織等の南海地震対策への理解を深め、<u>備え</u>の一層の充実が図られるよう、<u>南海地震対策推進週間</u>を設けます。</p> <p>2 南海地震対策推進週間は8月30日から9月5日までとし、この週間に<u>県、県民、事業者、自主防災組織等</u>は、<u>自らの南海地震への備え</u>の点検と充実を図り、必要な訓練を行うよう努めるものとします。</p> <p>3 県は、防災関係機関等と連携して、<u>南海地震対策推進週間における</u>県民、事業者、自主防災組織等の取組が実施されるよう支援します。</p> | <p>(推進週間の設置等)</p> <p>第35条 県民、事業者、自主防災組織等の南海地震対策への理解を深め、<u>地震防災に係る活動</u>の一層の充実が図られるように、<u>高知県南海地震対策推進週間(以下この条において「推進週間」といいます。)</u>を設けます。</p> <p>2 推進週間は8月30日から9月5日までとし、この推進週間に<u>県民、事業者、自主防災組織等</u>は、<u>第32条、第33条並びに第34条第2項及び第4項に規定する備え</u>の点検及び充実を図り、必要な訓練を行うように努めるものとします。</p> <p>3 県は、防災関係機関等と連携して、<u>前項に規定する</u>県民、事業者、自主防災組織等の取組が実施されるように支援します。</p> |
| <p>第2節 災害時要援護者への支援等</p> <p>第5 災害時要援護者への啓発と支援</p> <p>1 県は、災害時要援護者の安全や被災後の生活が守られるよう、市町村等と連携して、災害時要援護者や<u>家族</u>があらかじめ取り組むべき備えや地震時取るべき行動等に関する啓発を行うとともに、災害時要援護者を地域で支え合うネットワーク(以下「支援ネットワーク」といいます。)づくりの促進や災害時要援護者に対応できる避難所の確保、生活支援等の対策の推進に努めます。</p> <p>2 <u>近隣住民、自主防災組織その他の地域の活動団体、民生委員・児童委員、障害者等の団体、医療・介護福祉関係事業者等の支援ネットワークを構成し災害時要援護者の支援を行う者(以下「支援者」といいます。)</u>は、災害時要援護者の避難誘導、救助、安否確認、医療の対応、生活支援等(以下「災害時要援護者支援」といいます。)の方法をあらかじめ定めるとともに、地震が発生</p> | <p>第2節 災害時要援護者への支援等</p> <p>(災害時要援護者への啓発及び支援)</p> <p>第36条 県は、災害時要援護者の安全及び被災後の生活が守られるように、市町村等と連携して、災害時要援護者及び<u>その家族</u>があらかじめ取り組むべき備え、地震時取るべき行動等に関する啓発を行うとともに、災害時要援護者を地域で支え合うネットワーク(次項において「支援ネットワーク」といいます。)づくりの促進及び災害時要援護者に対応できる避難所の確保、生活支援等の対策の推進に努めます。</p> <p>2 <u>支援ネットワークを構成する近隣住民、自主防災組織その他の地域の活動団体、民生委員法(昭和23年法律第198号)第1条の民生委員、障害者等の支援団体、医療関係事業者、介護関係事業者、福祉関係事業者等(以下この条及び次条において「支援者」といいます。)</u>は、災害時要援護者の避難誘導、救助、安否確認、医療の対応、生活</p> |

| 骨子 | 条例案 |
|--|---|
| <p>したときは迅速に災害時要援護者支援を行うよう努めるものとします。</p> <p>3 県は、地震が発生したときは、支援者、防災関係機関等と連携して、災害時要援護者が必要とする情報を提供するとともに、災害時要援護者の生活面に配慮した応急活動や復旧活動の実施に努めます。</p> <p>第6 災害時要援護者の把握と個人情報の適正な取扱い</p> <p>1 支援者は、災害時要援護者支援が行えるよう、日頃から地域の災害時要援護者との情報交換や必要となる支援の内容の把握等に努めるものとします。</p> <p>2 災害時要援護者やその家族は、日頃からの地域の防災活動等に自主的に参加するとともに、支援者に対し、支援が必要なことや必要とする支援の内容等、災害時要援護者支援に必要な情報をあらかじめ提供するよう努めるものとします。</p> <p>3 災害時要援護者から個人情報を提供された支援者は、当該情報を、災害時要援護者に係る個人情報保護に関する指針に基づき適正に取り扱わなければいけません。</p> <p>第7 災害時要援護者が利用する施設の安全確保</p> <p>障害者施設、高齢者施設、医療機関、学校その他の災害時要援護者が利用する施設の設置者は、地震発生時に利用者の避難誘導や応急復旧活動を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ、利用者の特性を踏まえて地震に対する施設内の安全を確保するとともに、避難誘導や応急復旧活動に係るマニュアルの作成、マニュアルに基づく訓練、地震発生後早期にサービスを再開するために必要な対策を行うよう努めなければいけません。</p> | <p>支援等(以下この条及び次条において「災害時要援護者支援」といいます。)の方法をあらかじめ定めるとともに、地震が発生したときは迅速に災害時要援護者支援を行うように努めるものとします。</p> <p>3 県は、地震発生後、支援者、防災関係機関等と連携して、災害時要援護者が必要とする情報を提供するとともに、災害時要援護者の特性に配慮した応急活動及び復旧活動の実施に努めます。</p> <p>(災害時要援護者の把握及び個人情報の適正な取扱い)</p> <p>第37条 支援者は、災害時要援護者支援が行えるように、日頃から地域の災害時要援護者との情報交換、必要となる支援の内容の把握等に努めるものとします。</p> <p>2 災害時要援護者又はその家族は、日頃からの地域の防災活動等に自主的に参加するとともに、支援者に対し、支援が必要なこと、必要とする支援の内容等の災害時要援護者支援に必要な情報をあらかじめ提供するよう努めるものとします。</p> <p>3 前2項の規定により災害時要援護者支援に必要な情報を提供された支援者は、当該情報を、知事が別に定める災害時要援護者に係る個人情報保護に関する指針に基づき適正に取り扱うものとします。</p> <p>(災害時要援護者が専ら利用する施設の安全の確保等)</p> <p>第38条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の幼稚園、小学校及び特別支援学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項の保育所及び同法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの(次条において「保育所等」といいます。)、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項の社会福祉事業を行うもののうち災害時要援護者が収容され、又は通所する形態をとる規則で定める施設、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項の病院、同条第2項の診療所、同法第2条の助産所その他の災害時要援護者が専ら利用する施設の設置者及び管理者は、地震発生時に利用者の避難誘導及び応急復旧活動を迅速かつ円</p> |

| 骨子 | 条例案 |
|--|--|
| <p>第3節 地震防災に関する知識の普及、人材育成等</p> <p>第8 学校等における防災教育の推進</p> <p>1 <u>学校や保育所</u>の設置者や管理者は、幼児、児童、生徒、学生(以下「<u>児童等</u>」といいます。)が地震防災に関する理解を深めるとともに、地震発生時において自らの安全を確保できるよう、児童等の発達段階に応じた防災教育の実施に努めなければいけません。</p> <p>2 <u>学校や保育所</u>の設置者や管理者は、防災教育の実施に当たっては、<u>家庭</u>や地域の協力を得て、地域の防災力の向上に繋がるような実践的な防災教育を実施するよう努めるものとします。</p> <p>3 県は、<u>学校や保育所</u>において、防災教育が推進されるよう、指導者の育成、教材の作成、防災教育の手法に関する情報提供等に努めます。</p> <p>第9 県の<u>広報</u>や情報の提供</p> <p>1 県は、県民、事業者等の防災知識の普及と防災活動の<u>促進を図るため</u>、防災関係機関等と連携して、地震防災に関する広報活動の実施、啓発、相談体制の整備に努めます。</p> <p>2 県は、県民、事業者等が地震に対する備えや地震発生時の迅速かつ適切な行動が行えるよう、国、市町村等と連携して、あらかじめ<u>揺れ</u>、津波、火災、土砂災害、地盤沈下、液状化、危険ため池等に関する情報の提供に努めます。</p> <p>第10 人材の育成や活用</p> <p>県は、市町村、社会貢献活動団体等と連携して、地域や事業所における地震防災に係る活動に適切な助言や指導ができる人材の育成や活用に努めます。</p> | <p>滑に行くため、あらかじめ、利用者の特性を踏まえて地震に対する施設内の安全を確保するとともに、避難誘導及び応急復旧活動に係る<u>手引き</u>の作成、<u>手引き</u>に基づく訓練、地震発生後早期に<u>事業</u>を再開するために必要な対策を行うように努めなければいけません。</p> <p>第3節 地震防災に関する知識の普及、人材育成等</p> <p>(学校等における防災教育の推進)</p> <p>第 39 条 <u>学校教育法第1条の学校及び保育所等</u>(以下この条において「<u>学校等</u>」といいます。)の設置者及び管理者は、幼児、児童、生徒及び学生(以下この条において「<u>児童等</u>」といいます。以下この条において同じ。)が地震防災に関する理解を深めるとともに、地震発生時において自らの安全を確保できるように、児童等の発達段階に応じた防災教育の実施に努めなければいけません。</p> <p>2 <u>学校等</u>の設置者及び管理者は、防災教育の実施に当たっては、<u>児童等の家庭</u>及び地域の協力を得て、地域の防災力の向上に繋がるような実践的な防災教育を実施するよう努めるものとします。</p> <p>3 県は、<u>学校等</u>において、防災教育が推進されるように、指導者の育成、教材の作成、防災教育の手法に関する情報提供等に努めます。</p> <p>(県の<u>広報活動の実施</u>及び情報の提供)</p> <p>第 40 条 県は、県民、事業者等の防災知識の普及及び防災活動の<u>促進のため</u>、防災関係機関等と連携して、地震防災に関する広報活動の実施、啓発及び相談体制の整備に努めます。</p> <p>2 県は、県民、事業者等が地震に対する備え及び地震発生時の迅速かつ適切な行動が行えるように、国、市町村等と連携して、あらかじめ<u>地震の揺れ</u>、津波、火災、土砂災害、地盤沈下、液状化、危険なため池等に関する情報の提供に努めます。</p> <p>(人材の育成又は活用)</p> <p>第 41 条 県は、市町村、社会貢献活動団体等と連携して、地域又は事業所における地震防災に係る活動に適切な助言又は指導ができる人材の育成又は活用に努めます。</p> |

| 骨子 | 条例案 |
|---|--|
| <p data-bbox="172 271 670 302">第 10 章 南海地震対策を計画的に進める</p> <p data-bbox="172 349 459 380">第1 行動計画の作成等</p> <p data-bbox="172 389 769 535">1 <u>知事は</u>、この条例に定める内容の実効性を高め、県が取り組むべき南海地震対策を計画的に進めるため、高知県南海地震対策行動計画(以下「行動計画」といいます。)を作成します。</p> <p data-bbox="172 580 628 611">2 行動計画には、次のことを定めます。</p> <p data-bbox="172 620 576 651">(1)南海地震対策の基本的な方向</p> <p data-bbox="172 660 384 692">(2)具体的な取組</p> <p data-bbox="172 701 408 732">(3)達成すべき目標</p> <p data-bbox="172 741 437 772">(4)<u>その他必要な事項</u></p> <p data-bbox="172 817 769 925">3 <u>知事は</u>、行動計画の作成に当たっては、<u>県民参加の方法により県民から意見を聴き</u>、反映するよう努めます。</p> <p data-bbox="172 934 769 1079">4 <u>知事は</u>、<u>行動計画に基づく対策の実施状況を、毎年、点検し公表します。また、実施の効果を検証し、必要に応じて行動計画の見直しを行います。</u></p> | <p data-bbox="874 271 1372 302">第 10 章 南海地震対策を計画的に進める</p> <p data-bbox="823 349 1069 380">(行動計画の作成等)</p> <p data-bbox="794 389 1407 573">第 42 条 <u>県は</u>、この条例に定める内容の実効性を高め、県が取り組むべき南海地震対策を計画的に進めるため、高知県南海地震対策行動計画(以下この条において「行動計画」といいます。)を作成します。</p> <p data-bbox="794 580 1334 611">2 前項の行動計画には、次のことを定めます。</p> <p data-bbox="823 620 1227 651">(1)南海地震対策の基本的な方向</p> <p data-bbox="823 660 1035 692">(2)具体的な取組</p> <p data-bbox="823 701 1059 732">(3)達成すべき目標</p> <p data-bbox="823 741 1407 808">(4)<u>その他南海地震対策を計画的に進めるために必要な事項</u></p> <p data-bbox="794 817 1407 884">3 <u>県は</u>、行動計画の作成に当たっては、<u>県民から意見を聴き</u>、反映するよう努めます。</p> <p data-bbox="794 934 1407 1001">4 <u>県は</u>、<u>行動計画に基づく南海地震対策の実施状況を、毎年、点検し公表します。</u></p> <p data-bbox="794 1010 1407 1077">5 <u>県は</u>、<u>南海地震対策の実施の効果を検証し、必要に応じて行動計画を見直します。</u></p> |